悪徳使用者に刑罰を!

ITUCミャンマー事務所・所長 中嶋 滋

後を絶たない不当労働行為

日本ILO協議会の社会労働事情調査団が来緬 した。調査団は、在ミャンマー日本大使館、ILO 連絡事務所、ミャンマー経営者団体UMFCCI、 労働組合連合FTUMそしてITUCミャンマー 事務所を訪問し、最新の政治経済情勢をはじめ社 会・労働情勢について、それぞれから説明を受け、 質疑・意見交換を行なった。それらの中で、使用 者側の結社の自由の原則や労働組合活動への無理 解や敵対姿勢の故に多くの労働紛争が起きている ことが明らかになった。

その典型は、労働組合潰しを狙った悪辣な攻撃をめぐっての紛争である。例えば、労組役員を買収して退職させ組合を潰すために、しばしば年収を超える金額で退職を迫るといわれ、残念ながら主要役員がそれに応じてしまい組合が瓦解してしまった例がある。また、労組役員の仕事上のミスを誇大に取り上げて損害賠償請求訴訟を起こし会社を辞めれば訴訟取り下げるという手口も用いられていて、現に退職を拒否して裁判闘争中の労組役員もいる。会社側が「御用組合」をつくり、組合員の強引な引き抜きを行ない既存の組合を壊滅させた例もある。会社側の運営を批判したことが原因で執行委員全員が解雇されたレース工場では、解雇撤回裁判が長期化する中で激しい組合潰しの攻撃がかけられている。

労働関係法規改正の動き

こうした組合潰しの攻撃がまかり通る背景の一 つに、労働関係法規の未整備の問題がある。労働 組合のみならずILOも改正・整備を急ぐよう意 見表明している。2011年3月の民政移行以降に制 定された労働関係法規は、労働組合組織法と労使 紛争解決法の2法律である。他に13の労働関係法 規があるとされるが、それらはすべて改正に向け た準備過程にある。もともとイギリス植民地時代 に英領インドの法律が適用されていたのを独立後 も引き継いだ歴史があり、それがネウィン将軍率 いる「ビルマ式社会主義」時代に手直しされたも のが多く、それらを改正・整備する作業が進めら れているというのだ。これらの作業は民主化の一 環とされるが、その進展状況は捗々しいものでは ない。個々の法律の改正にとどまらず労働関係法 規全体が体系的に整備されることが求められるか ら作業は至難だが、その進め方は民主的とは言い 難い。労働者の意見反映の回路はほとんどない。 労働現場の実態をほとんど知らない役人らの机上 の作業が進められている。それがILOなど専門 機関や先進諸国からの助言や支援を受けているも のであっても、労働者の意見反映がないままの改 正・整備は後の具体的な適用・実施を考えると、 十全に機能するものにはなりえないと思われる。

改正・整備の内容を実態改革に着実につなげていくためには改正作業とリンクした実態改革の取り組みが必要である。事実上ペンディング状態になっている法律が多い中で、民主化に相応しい労

働環境を実態的に作り上げていく取り組みも進め られるべきだが、それは窺い知ることも出来ない。 明らかに違法・不当と思われる労働実態があって も、それを是正する具体的措置がとられることを 見聞きすることはない。労働監督制度が有名無実 であることも大きく影響している。労働監督に関 する I L O 条約 (81号、129号) は、中核的労働 基準と呼ばれる8条約に並ぶ重要4条約(ガバナ ンス条約)に含められているが、ミャンマーは批 准しておらず労働監督制度は国際基準から大幅に 立ち後れている。使用者側は「やり得」状態にあ って、その是正を求める労働組合があれば「潰し てしまえ」という悪辣な対応がまかり通っている。 中には、仲裁委員会の決定すらも無視する例も多 い。その状況が目に余るものとなっていることか ら、ついに労使紛争解決法の改正手続きが始めら れた。

「政府は経営者の投獄を狙っている」

このセンセーショナルな言葉は、労使紛争解決法の改正を伝える地元紙の見出しである。労使紛争解決法は2012年3月28日に発効し、4月26日に細則が導入され具体的に適用され始めたが、それは、労働組合組織法の制定とともにテインセイン政権の労働分野における民主化を象徴するものとして受け止められた。しかし、当初から改正すべき点が指摘されていた。その中の一つが、違反者に対する罰が軽過ぎ実効性が疑われるというものであった。この法律に規定されている仲裁委員会決定の不実施に対する最も重い制裁は、30,000チャット(3,000円強)の罰金である。この規定を改正して仲裁委員会決定の実施を確実なものにしようというのである。

労働・雇用・社会保障省(以下、労働省)副大臣が、3月12日に「もし議会が労働省の要請に同意したら、仲裁委員会決定を受け入れない使用者は、3ヶ月以下の刑罰が課せられるように間もなくなるだろう」と、労使紛争解決法の改正案の国

会上程を明らかにした。副大臣は、「労働省が労 使紛争解決法に刑事罰が加えられることを望んで いると議会に申し入れたのは、使用者の中に公然 と労使紛争解決のための仲裁委員会決定を無視し ている者がいるからだ。もし、可能な制裁として 刑事罰が加わるならば、使用者は以前よりも法律 に従うようになるだろう。法改正によって使用者 に法に従うよう強いることができる。それが改正 の狙いである」と説明した。さらに「使用者は労 働組合活動の故に解雇された労働者を再雇用する ことを特に嫌がる」と指摘し、それを許したら紛 争解決にならないので改正が必要なのだと語った。

現在国会で審議中だが、この改正について労働 組合側は概ね賛成だが、効果を危惧する声もある。 例えば「刑罰だけでは使用者の態度をかえること は出来ない。経営者の投獄はビジネスを止めてし まうかも知れず、労働者にとって良い結果を導く とは限らない。力によってではなく、教育を通じ て使用者の心づもりを変えることを望む」という のだ。また、「司法が法律を平等に適用するどう か疑わしい」という意見も多い。「刑事罰は中小 企業主をただ脅すだけになってしまう」というの である。会社への抗議活動で解雇された労働者は、 「抗議によって権利を要求し仲裁委員会が労働者 の要求を認めたときでさえ使用者はそれを無視し た。最終的には労働者が職を失っただけだった。 使用者は改正を嫌うだろうが、我々労働者にとっ ては良いニュースだ」といっている。これが労働 者の本音だろうと思うが、国会がどういう結論を 出すか見守りたい。



UMFCCIでの対話 左側が日本ILO協議会・社会労働事情調査団、 右側がUMFCCI側